



平生町お知らせ版

令和6年(2024年)12月20日

パブリック・コメント(意見募集)を実施しています

教育委員会 学校教育課

教育委員会では、急激な少子化と学校施設の老朽化が進行する中で、次代を担う子どもたちにとって真に望ましい教育環境を検討するため、令和6年4月に設置した平生町立学校の将来の在り方検討委員会に「将来の社会を見据えた目指すべき平生町立学校の持続的で魅力ある教育の姿と施設等の在り方」について諮問いたしました。

同委員会による答申案に対するご意見等を次の要領で住民の皆様から募集しています。

◆意見等を募集している案件名

平生町立学校の将来の在り方についての答申案

◆応募者の要件(いずれかに該当する人または法人・団体)

- ① 平生町に住民票がある個人または町内に事業所等を有する法人・団体
- ② 平生町に通勤または通学している人
- ③ 平生町に納税している人又は法人・団体
- ④ ①から③のほか、当該案件に利害関係がある人又は法人・団体

◆意見等募集期間

令和7年1月16日(木)

◆公表資料の入手方法

町ホームページまたは公表資料の閲覧

◆公表資料の閲覧場所

町役場玄関ホール(1号棟1階)、教育委員会事務局(2号棟2階)、各地域交流センター(平生まち・むら、竖ヶ浜、宇佐木、大野、曾根、佐賀〔分館含む〕)、平生図書館

◆意見等提出方法

ホームページまたは上記閲覧場所に備え付けの「意見等提出書」に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で下記の提出先へご提出ください。

※ご意見等を正確に把握するため、電話・口頭・匿名によるご意見の提出はできません。

◆意見等提出先

〒742-1195 平生町大字平生町210番地の1

平生町教育委員会 学校教育課 宛

「平生町立学校の将来の在り方についての答申(案)」

FAX: 56-7151 E-mail: kyouiku6@town.hirao.lg.jp

◆その他

募集締切後、ご意見等を取りまとめ、提出されたご意見等およびそのご意見等に対する町および教育委員会の考え方を公表します。なお、いただいたご意見等に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

※提出時に記載された住所、氏名、所属、電話番号については、公表しません。

◆問合せ先

教育委員会 学校教育課 (TEL: 56-6083)

回
覧

冬の感染症にご注意を！

健康保険課 保健班

冬は呼吸器感染症や感染性胃腸炎などさまざまな感染症が流行する季節です。一人ひとりが「かからない」「うつさない」対策を講じることで、感染症を予防していきましょう。

◆感染症を予防しましょう

- 正しい手洗い・消毒

ウイルスや細菌の体内への侵入を防ぐため、帰宅時や食事前などこまめに手を洗い、消毒をしましょう。

- 十分な換気

空気中を漂うウイルス量を減らすため、こまめに換気を行いましょう。

- その場に応じたマスク着用・せきエチケット

医療機関、高齢者施設や、混雑した場所ではマスクを着用しましょう。せきやくしゃみをするときは、マスク・ハンカチ・服の袖などを使って口と鼻を押さえましょう。

- 予防接種

予防接種を受けることで、感染症の発症や発症後の重症化を予防することに一定の効果があるとされています。なお、高齢者（原則 65 歳以上）が新型コロナウイルス感染症およびインフルエンザの予防接種を希望する場合は、予防接種法（定期の予防接種）の対象者として接種を受けることができます。詳しくは「令和 6 年度新型コロナウイルス感染症および高齢者インフルエンザ予防接種について」をご覧ください。

◆感染症にかかったら

感染症が疑われる症状が出た場合には、早めに医療機関を受診しましょう。

- 休日や平日夜間の医療案内

柳井地域休日夜間応急診療所（柳井市中央 1 丁目 10-17）

TEL：22-9001（診療時間内のみ）

※応急的診療のため、専門的な診療や検査を受けられない場合があります。

※受付は診療終了時間の 30 分前までです。

区分	診療日	診療時間
休日昼間	日曜日・祝日、盆（8 月 15 日）	9：00～12：00
	年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）	13：00～17：00
平日夜間	月～金曜日 ※休日・土曜日の診療はありません	19：00～22：00

- 電話相談

「すぐに病院に行くべきか」や「救急車を呼ぶべきか」で悩んだときには、医師や看護師に電話で相談することができます。

【おとな（15 歳以上）の救急医療電話相談】

TEL：＃7119（毎日 24 時間）または TEL：083-921-7119

【こども（15 歳未満のお子さん）の救急医療電話相談】

TEL：＃8000（毎日 19：00～翌 8：00）または TEL：083-921-2755

令和6年度新型コロナウイルス感染症および高齢者インフルエンザ予防接種について

令和6年度新型コロナウイルス感染症および高齢者インフルエンザ予防接種について、次のとおり実施しています。予防接種は、対象者のうち希望した人に行うものであり、義務や強制ではありません。なお、町からの接種券の送付はありません。医療機関に予防接種の予診票が備え付けられています。医療機関で予診票を受け取り、接種を受けてください。

◆**接種対象者** 平生町に住民登録があり、接種時に次のいずれかに該当する人

(1) 65歳以上の人

(2) 60歳から64歳の人で、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人

◆**接種期限** 令和7年2月28日(金)

◆**接種回数** 各1回

◆**接種費用** (自己負担額)

新型コロナウイルス感染症予防接種:2,100円 高齢者インフルエンザ予防接種:1,490円
(生活保護世帯の人については、医療依頼証を提示することで、接種費用が免除されます)

◆**必要なもの**

- ・本人確認書類(健康保険証、運転免許証など)
- ・健康手帳または予防接種手帳(接種を受ける時には、必ず手帳を持参し窓口に提出してください。お持ちでない場合は、保健センターまたは佐賀出張所で交付します)
- ・身体障害者手帳1級の写しまたは医師の診断書(対象者(2)に該当する人)
- ・医療依頼証(生活保護世帯の人)

◆**町内接種医療機関**

医療機関	電話番号
向井医院	56-2106
おきの内科糖尿病クリニック	56-7733
光輝病院	58-1111
平生クリニックセンター	56-2000
みつおかクリニック	58-5010
さいとう整形外科※	56-0707
たけの子クリニック	25-3341

※さいとう整形外科は、高齢者インフルエンザ予防接種のみ実施します。

- ・町外の医療機関でも接種できますので、保健センターまたはかかりつけの医療機関にご確認ください。
- ・ワクチンの準備等のため、事前に医療機関へ連絡をし、予約をしてください。

予防接種手帳を活用しましょう

予防接種手帳は接種したワクチンの種類や回数などの記録を残すための手帳です。大切に保管してください。また、予防接種を受けるときには、忘れずに医療機関に予防接種手帳を持参してください。なお、予防接種手帳をお持ちでない人は、保健センターまたは佐賀出張所で交付します。

◆**問合せ先** 町保健センター (TEL:56-7141)

平生町消防出初式を行います

総務課 地域安全班

平生町消防出初式が次のとおり行われます。消防団員ならびに消防車による観閲行進、式典、一斉放水の催しがあり、幼年消防クラブ、企業の自衛消防隊、女性防火クラブ、柳井広域消防組合のはしご車等の参加が予定されていますので、ご声援をお願いします。

◆開催月日 令和7年1月4日（土）

◆出初式スケジュール

行事内容	時間	場所
観閲行進	午前9時30分～	町道桜町線（体育館裏側周辺）
式典	午前10時～	平生町体育館
一斉放水	式典終了後	大内川排水機場付近

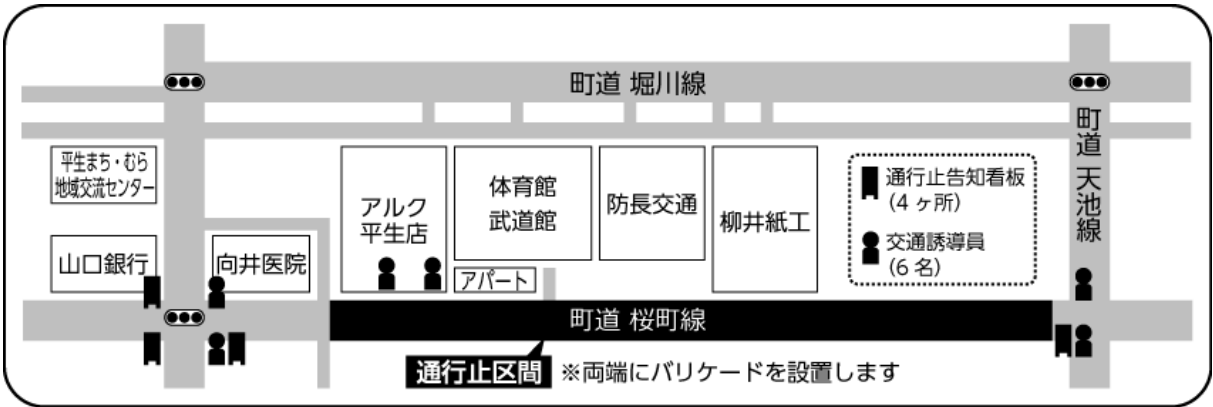
※雨天の場合は観閲行進、一斉放水は中止とし、式典のみ行います。

※出初式開催に伴い、当日午前7時にサイレンを鳴らします。

また、観閲行進に伴い次の区間を通行止めしますので、ご協力をお願いします。

◆通行止めについて

- ・日時 令和7年1月4日（土）午前9時～10時
- ・場所 町道桜町線（下図参照）
- ・内容 車両通行止め
- ・表示等 バリケードおよび係員で実施



◆問合せ先 町役場総務課 地域安全班（TEL：56－7111）

蜜蜂を飼育されている人へ

～令和7年次分蜜蜂飼育届の提出をお願いします～

産業課 農林水産班

蜜蜂の飼育者は、養蜂振興法の規定により、年1回「蜜蜂飼育届」の提出が義務付けられています。提出された飼育届に基づいて家畜伝染病の検査を実施しますので、蜜蜂飼育者は、町役場産業課に備え付けの書類に必要事項を明記の上、ご提出ください。

◆提出期限 令和7年1月17日（金）

◆提出および問合せ先 町役場産業課 農林水産班（TEL：56-7117）

児童手当の制度改正について

町民福祉課 こども班

令和6年10月（12月支給分）から児童手当が制度改正されました。制度改正内容については、次のとおりです。また、12月期（10・11月分）支給の児童手当は、受給されている方の口座に12月10日付けで振り込みました。

◆ 制度改正について

	改正前（令和6年9月分まで）	改正後（令和6年10月分から）
支給対象	中学生（15歳到達直後の年度末まで）	高校生年代（18歳到達直後の年度末まで）
所得制限	所得制限限度額、所得上限限度額あり	所得制限なし
手当月額	・0～3歳未満：15,000円 ・3歳～小学校修了前 第1子・第2子：10,000円 （第3子以降は15,000円） ・中学生：10,000円 ・所得制限から上限限度額世帯：5,000円 ・上限限度額を超える世帯：支給なし	・0～3歳未満 第1子・第2子：15,000円 （第3子以降は一律30,000円） ・3歳～高校生年代 第1子・第2子：10,000円 （第3子以降は一律30,000円）
支給月	2月、6月、10月（年3回） ※各前月までの4ヵ月分を支給	2月、4月、6月、8月、10月、12月 （年6回）※各前月までの2ヵ月分を支給
多子加算のカウント対象	18歳到達直後の年度末まで	22歳到達直後の年度末まで

◆ 算定例（改正前後の一例）

	年齢	改正前		改正後	
		算定上の人数	支給額	算定上の人数	支給額
第1子	21歳	対象外	-	1人目	支給なし
第2子	17歳	1人目	支給なし	2人目	10,000円
第3子	14歳	2人目	10,000円	3人目	30,000円
第4子	9歳	3人目	15,000円	4人目	30,000円
第5子	2歳	4人目	15,000円	5人目	30,000円
合計額		40,000円		100,000円	

◆ 問合せ先 町役場町民福祉課 こども班（TEL：56-7113）

2025 年農林業センサスにご協力ください

地域振興課 地方創生班

令和 7 年 2 月 1 日現在で、全国一斉に“農林業の国勢調査”といわれる「2025 年農林業センサス」が実施されます。この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために 5 年ごとに実施される極めて大切な調査です。

令和 7 年 1 月中旬から、農林業を営んでいる皆様のところに調査員が調査票をお持ちしますので、農林業の経営状況などをご記入ください。調査票に記入された事項については、統計以外の目的には使用されません。皆様のご協力をお願いします。

〈参考〉2025 年農林業センサス（農林水産省）

詳しくはこちらをご覧ください。→



◆問合せ先

町役場地域振興課 地方創生班（TEL：56-7120）

次回発行日は 1 月 24 日（金）です